

富谷市部活動地域展開における 地域のクラブ活動等のガイドライン

令和 8 年 6 月

富谷市教育委員会 生涯学習課

～目次～

○はじめに	2
I 地域クラブ活動の在り方と認定制度	3
1. 地域クラブ活動の在り方	
(1) 地域展開に係る環境の整備	
(2) 地域展開を充実させるための連携	
(3) 地域クラブ活動の参加者	
2. 地域クラブ活動に関する認定制度	4
■富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ(富谷市地域クラブ)	
(1) 趣旨	
(2) 認定の要件	
(3) 認定手続き等	
(4) 認定期間	
(5) 認定の効果	
(6) 認定されていない地域活動の取扱い	
II 地域展開の円滑な推進に当たっての対応	6
1. 推進体制の整備	
2. 学校部活動等地域展開検討協議会の設置	
(1) 実施内容	
(2) 組織	
3. 地域クラブと中学校等との連携	
(1) 中学校との連携	
(2) 家庭との連携・協力	
4. 関係団体等・大学・民間企業との連携	7
5. 指導者の確保・育成	
(1) 指導者の質の保証	
(2) 適切な指導の実施	
(3) 指導者の量の確保	
(4) 休養日の設定	
(5) 活動場所の確保	
(6) 活動場所への移手段の確保	
(7) 生徒の安全・安心の確保	
(8) 障害のある生徒の活動機会の確保	
(9) 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減	
6. 生徒ニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等	9

はじめに

スポーツ・文化芸術活動を通じた本市の子供たちの健全育成にご尽力いただいております全ての関係者の皆様に感謝申し上げますとともに、心より敬意を表します。

国では令和4年12月に、休日の公立中学校の部活動を地域の活動へ移行する方向性を示しました。そして、令和7年12月に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関するガイドライン」を、県では令和8年4月に「学校部活動と地域クラブ活動等のガイドライン第3版」を策定しました。

少子化が進み、学校の生徒数が減少することに伴い、子供たちが希望する部活動の設置が困難なケースや、人数不足により単独の部活動として大会に参加することができない等、活動の影響が見られています。また、地域の活動でも、参加者数の減少や指導者の高齢化も進みつつあります。

本市では、これまでも学校と地域の連携に取り組んでまいりましたが、この部活動改革を機に、さらに連携を深め地域全体の活性化が図られ、これまで以上に地域の子供たちがよりよく成長できる環境が創られるよう、多くの方々にご理解とご協力をいただければ幸いです。

なお、本ガイドラインは、市教育委員会が策定した「部活動での指導ガイドライン（設置する学校に係る部活動の方針）」に示す生徒の活動を主な対象とし、学校部活動の教育的意義や役割を地域へ継承・発展させ、地域展開を進めることを目指し策定するものです。

I 地域クラブ活動の在り方及び認定制度

1. 地域クラブ活動の在り方

- ・学校部活動の教育的な意義を継承・発展、新たな価値の創造の重要性
- ・地域クラブ活動は競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を楽しむために必要な資質や能力を育てることを主な目的とする。
- ・生徒の自主的・自発的な参加により行われること

(1) 地域展開に係る環境の整備

【想定される運営団体・実施主体】

	地域スポーツ団体等	地域文化芸術団体等
運営団体	市町村、総合型地域スポーツクラブ、社団法人・NPO 法人、民間企業、大学、地域学校協働本部、保護者会、同窓会、複数の学校の部活動が合同で設立する団体、部活動等の卒業生を中心に設立する団体 など	
実施主体	スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、クラブチーム、プロスポーツチーム、フィットネスジム など	文化芸術協会、市民センター等の社会教育施設 など
	大学等の上級学校	

(2) 地域展開を充実させるための連携

市教育委員会は、運営団体・実施主体と連携しながら、地域の実情に応じた地域クラブの最適化を図り、主体となる地域スポーツ団体・文化芸術団体等の整備充実を支援する。

【地域クラブと教育委員会・学校との連携例】

- ・学校の新入生説明会等で生徒や保護者へ部活動と地域クラブを紹介
- ・募集案内や体験入部等のチラシを教育委員会経由で各学校へ配布
- ・市ホームページ等にて地域クラブを紹介
- ・部活動ガイドラインに沿った月間活動計画、休養日設定様式の提出

(3) 地域クラブ活動の参加者

従来の学校部活動に所属していた生徒はもとより、学校部活動に所属していない生徒、また障害の有無に関わらず、希望する全ての生徒を対象とする。

2. 地域クラブ活動に関する認定制度

■富谷市地域スポーツクラブ・地域文化芸術クラブ(富谷市地域クラブ)

(1)趣旨

部活動の地域展開により実施される「地域クラブ活動」について、競技力向上を主目的としたチーム・スクール等との区別や質の担保等の観点から、国のガイドライン「地域クラブ活動に関する認定制度」及び県の「学校部活動と地域のクラブ活動等のガイドライン」に示す認定要件及び認定手続等に基づき、本市において認定を行う仕組みを構築する。

(2)認定の要件

1	市内の中学生が参加できるクラブであること。
2	活動拠点は原則として富谷市内とし、活動場所までの移動について、生徒やその保護者の過度な負担とならないこと。
3	営利目的を主とした運営でないこと(会費の徴収は除く)。
4	持続可能なクラブの運営を目指し、複数の役員や指導者が運営に携わっていること。
5	規約(会則)を作成しており、それらの内容が社会通念上、適正であると認められること。
6	中学生のほか、地域住民を交えた活動を行うなど、地域と連携した活動を執り行うこと。
7	性別、障害の有無などに分け隔てなく市民全員の生涯学習の推進のため、世代間交流やインクルーシブスポーツ、アダプテッドスポーツの視点を持った活動の実施を心がけること。
8	部活動の意義を正しく理解するとともに、勝敗などに偏った指導にならないように努め、子どもの資質・能力の向上を主たる目的として活動すること。
9	体罰や暴言は、生徒の人権を侵害する違法な行為であることを理解し、プレーヤーズファーストの考えで、子どもの権利を尊重し推進するための行動を示すユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」の趣旨に賛同し、その実施に努めることを宣言すること。
10	長時間の活動を行うことは、スポーツ外傷・障害やバーンアウト、精神の不安定などのリスクが高まることを正しく理解し、成長期にある生徒がバランスの取れた生活を送ることのできるような富谷市教育委員会部活動でのガイドライン及び部活動指導の手引に準じた活動日数及び活動時間を設定すること。

11	生徒の発達段階や健康の状態、気温等の環境を考慮し、指導内容や練習時間、水分補給や休憩時間等を設定すること。また、施設管理者と連携した用具や施設の点検、保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行うなど、生徒の安全確保に万全を期すること。
----	--

(3)認定手続き等

1	申請	教育委員会生涯学習課へ必要書類を添えて提出 もしくは市ホームページ掲載ページのリンク先からデータ提出
2	必要書類	ア 富谷市地域スポーツクラブ／地域芸術文化クラブ認定申請書 (申請様式1) イ 富谷市地域スポーツクラブ／地域芸術文化クラブ認定申請書 (申請様式2) ウ 規約または会則(任意様式) エ 部活動ガイドラインに基づく年間活動計画 オ クラブ指導者の情報(保有資格、指導歴が分かるもの) カ クラブで活動する参加者名簿 (氏名、学年、所属校、住所等がわかるもの) キ 子どものためのスポーツ宣言(別添資料) ク その他、クラブ活動の概要が分かる資料 (クラブ代表者、指導者の情報 等)(任意様式)
3	認定	審査・承認後、認定証の交付

(4)認定期間

令和8年度より認定期間を2か年の令和10年3月31日までとする。ただし、年度途中の申請にあたっては、残期間とする。

(5)認定の効果

- ・生徒・保護者に対する市・教育委員会・学校等による情報提供
- ・地域クラブ活動の運営等への公的支援
(学校施設等の優先利用、公共施設使用料減免、学校備品等の活用等)
- ・生徒の大会・コンクールへの円滑な参加

(6)認定されていない地域クラブ活動の取扱い

認定されていない地域クラブ活動においても、中学校等の生徒を対象としたスポーツ・文化芸術活動としての質の担保の観点から、認定要件に準じた活動を実施することを求めていく。

II 地域展開の円滑な推進に当たっての対応

1. 推進体制の整備

- ・教育、スポーツ、文化、福祉、まちづくり、財政等と担当する様々な部署が一体となって取り組む。
- ・地域の実情等に応じて、部活動改革に関する専門部署の設置や総括コーディネーターの配置等、適切な推進体制を整備することなどの工夫を行う。
- ・幅広い関係者による協議会等を設置し、定期的な情報共有・連携調整等を行うとともに、推進計画の策定等により、改革方針や具体的な取組の内容、スケジュール等について分かりやすい周知に努める。

2. 学校部活動等地域展開検討協議会の設置

富谷市立学校における部活動等の地域展開に向けた課題に総合的に取り組むため、富谷市学校部活動等地域展開検討協議会を設置する。

(1) 実施内容

- ・部活動等の地域展開に係る仕組みづくり、調査・研究、情報収集に関すること。
- ・地域移行に向けたモデルとなる競技団体等の実践研究に関すること。
- ・その他部活動等の地域展開に係る必要な事項に関すること。

(2) 組織

- ・学識経験者を有する者
- ・富谷市立学校の校長
- ・富谷市立学校の児童生徒の保護者
- ・教育、スポーツ又は文化に関し知識又は経験を有する者
- ・その他教育委員会が必要と認める者

3. 地域クラブと中学校等との連携

部活動を地域展開した場合にも、学校との関係が切り離されるものではなく、地域クラブ活動の実施に当たっては、生徒が所属する中学校との適切な連携を図る。

(1) 中学校との連携

- ・地域クラブ活動の活動方針・活動状況等を適切に中学校等と共有する。特に、生徒が平日に学校部活動、休日に地域クラブ活動に参加する場合には、指導の一貫性や適切な活動時間・休養日を確保する観点から緊密な連携を図るよう努める。
- ・市教育委員会は、地域クラブ活動での学校施設の活用や従事を希望する教師の兼職兼

業を円滑に行うため、中学校等との必要な連絡調整等を行う。

- ・市教育委員会は、地域クラブへの参加促進のため、小学校や中学校と連携し、生徒の興味関心に応じた活動を選べるよう、生徒・保護者に丁寧な情報提供に努める。

(2)家庭との連携・協力

- ・地域クラブ活動の活動方針等を明確にし、家庭との情報共有に努める。
- ・保護者は、生徒の自主的・自発的な参加を後押しするために、活動方針等を理解した上で、情報共有に留意する。
- ・保護者は、生徒の子供の心身のバランスの取れた成長のため、過度な活動にならないよう活動時間の把握に留意する。

4.関係団体等・大学・民間企業との連携

- ・部活動改革を円滑に進めるため、幅広い関係団体等(総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、スポーツ協会、競技団体、文化芸術団体、文化協会、社会教育施設、地域の中学校体育連盟、中学校文化連盟、スポーツ推進委員、地域学校協働本部、地域スポーツコミッション等)、大学、民間企業と連携・協働しながら、一体となった取組を進める。
- ・市や地域クラブ活動と大学・民間企業等をつなぐ専門人材の配置等も検討する。

5.指導者の確保・育成

生徒が地域クラブ活動において、スポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保するために、質と量ともに十分な指導者を確保するとともに、適切な指導が行われるようにすることが必要。

(1)指導者の質の保証

- ・専門性や生徒を指導する資質・能力を有する指導者を確保する。
- ・生徒の多様なニーズに応えられる指導者を養成するための研修等を行う。
- ・生徒への適切な指導等の質の確保と、暴言・暴力、行き過ぎた指導、性暴力を含む不適切な行為の根絶に取り組む。

(2)適切な指導の実施

- ・参加する生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、不適切な指導及び行為を根絶する。
- ・指導者は、生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度な練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。

(3)指導者の量の確保

- ・地域団体、部活動指導員、退職教員、兼職兼業教員、企業関係者、大学生、保護者など多様な人材を活用する。
- ・人材バンク等を活用した、指導者の発掘・マッチング支援を図る。
- ・オンライン研修や遠隔指導の導入により、指導者の負担軽減と確保を図る。

(4)活動時間・休養日の設定

- ・活動時間は平日2時間、休日3時間、週11時間程度の範囲内とする。
- ・週3日以上(平日2日+週末1日)の休養日を確保する。
- ・学校部活動との併存を踏まえ、学校と連携して過負荷を防ぐ。
- ・定期試験前後など、休養日設定を検討する。

(5)活動場所の確保

- ・公共施設、学校施設、社会教育施設等を幅広く活用する。
- ・学校施設の利用ルール整備、夜間照明・保管スペースの確保、利用料減免など利用しやすい環境整備を行う。
- ・学校・行政・関係団体で協議し、地域クラブの優先利用枠の設定を検討する。

(6)活動場所への移動手段の確保

地域クラブ活動の活動場所が生徒の所属する中学校等以外となる場合や、複数の中学校等の生徒が一体となって地域クラブ活動を実施する場合等においては、活動場所への生徒の移動手段の確保を検討する。その際、地域クラブ活動に参加する生徒のニーズや事情等を十分に踏まえた対応に努める。

(7)生徒の安全・安心の確保

- ・事故・暴力・ハラスメント等の防止を徹底し、安全な活動環境を整備する。
- ・認定制度・指導者登録制度を活用し、安全管理を強化する。
- ・事故・不適切行為発生時は、責任の所在を明確にし、学校・保護者と連携して迅速に対応する。
- ・生徒・指導者の保険加入を徹底する。

(8)障害のある生徒の活動機会の確保

- ・障害の有無に関わらず参加できる環境整備を行う。
- ・指導者は特性理解に基づき、必要な配慮を行う。
- ・学校との連携により、安全な活動環境を確保する。

(9)会費の適切な設定と保護者等の負担軽減

- ・会費は可能な限り低廉に設定する。
- ・市は施設利用料の減免や補助制度の活用を検討する。
- ・企業協賛、寄附、クラウドファンディング等による支援体制を検討する。
- ・ガバナンスコード(スポーツ庁)に基づき、透明性の高い会計処理を行う。

6.生徒ニーズの反映及び地域クラブ活動への参画促進等

- ・生徒のニーズ調査(アンケート等)を行い、活動内容に反映する。
- ・活動情報を分かりやすく提供し、生徒が主体的にクラブを選択できる環境を整える。
- ・生徒の自主性・主体性を育む運営(話し合い・役割分担・リーダー育成等)を推進する。
- ・将来的に生徒が指導者・スタッフとして関わるような人材の好循環を促す。